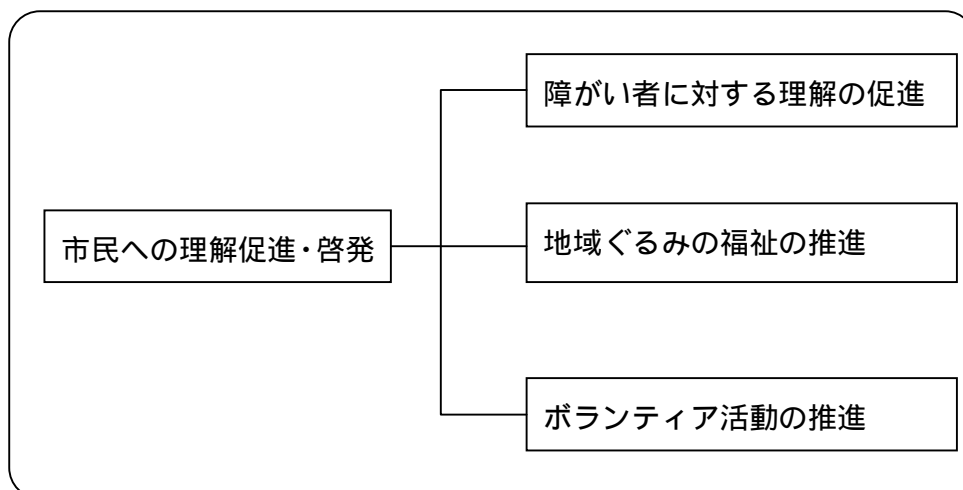


## 第 部 障がい者計画

## 第1章 市民への理解促進・啓発

### 【施策の体系】



### 【基本方針】

市民すべてが、障がいのある人もそうでない人も、一人ひとり人間として尊重しあうことが、社会形成の基本となります。そのためには市民が、障がい者と障がいそのものに対する理解を深めることが重要であり、各種広報活動、イベント、教育の場、ボランティア活動などあらゆる場において、理解の促進、啓発を図るとともに、障がいのある人とそうでない人との交流を深め、ノーマライゼーションの社会実現に努めます。

#### 1. 障がい者に対する理解の促進

##### (1) 広報活動の推進

障がいの理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、小美玉市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、「広報おみたま」やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。

## ( 2 ) 障がい者の認定、手帳交付の普及

障がい者手帳には、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の3種類があり、この手帳を持っていないと、福祉サービス等が受けられない場合もあるため、手帳の交付と手帳制度の周知を図ります。

## 2. 地域ぐるみの福祉の推進

障がい者が住み慣れた地域で、安心した生活が営めるよう、小美玉市社会福祉協議会と連携して市民による支援活動の活性化を図り、「地域福祉力」の向上に努めます。

## 3. ボランティア活動の推進

市民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、自然に助け合う社会の形成をめざします。

### ( 1 ) ボランティアの育成

小美玉市社会福祉協議会を中心として、自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録や、ボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努め、ボランティアの充実を図ります。

市や県、学校、地域が連携した体制で、ボランティアの発掘に努めることができるように、市や県の施設、学校、コミュニティセンター、公民館等の場を活用して、学習機会を提供し、講習会を充実させ、ボランティアの確保やリーダー育成を図ります。

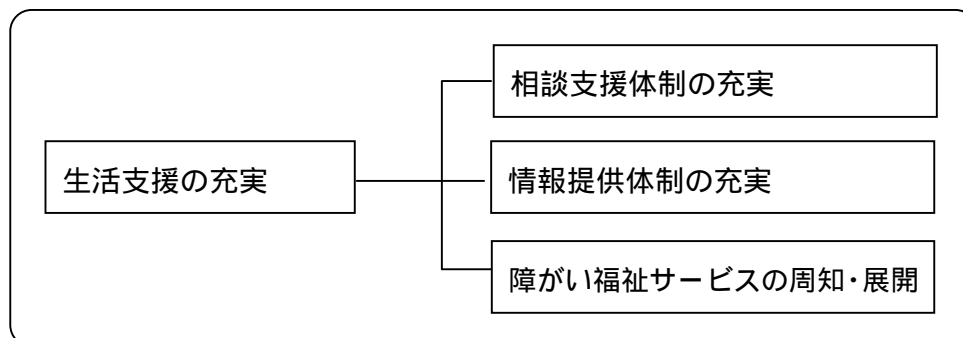
### ( 2 ) ボランティア活動の推進

市民のだれもが気軽にボランティア活動に参加できるよう、情報を市広報等や、小美玉市社会福祉協議会を通して提供します。そして、障がい者とともに生きる地域づくりを推進するために、地域住民が主体的に参加しやすい条件整備を進めて、ボランティア団体が地域で活躍できるように支援を行います。

また、児童や地域住民等へボランティア活動に対する理解を求め、その活動を支援します。企業等には、社会貢献活動に対する理解と協力を働きかけます。

## 第2章 生活支援の充実

### 【施策の体系】



### 【基本方針】

自立支援法の目的は「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付やその他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいに関係なく、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」とされています。

この法律により、サービス提供主体は市町村に一元化され、障がいの種別にかかわらず、共通のサービスを、共通の制度により提供されることになりました。

このため、障がい福祉サービスの新しい体系をもとに、本市の状況に応じたサービスの種類・量を確保し、すべての障がい者に対して、豊かな地域生活の実現に向けた取り組みと、適切なサービス提供を推進していきます。また、生活・活動の場の整備、社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の充実を図ります。

#### 1. 相談支援体制の充実

障がい者の生活にきめ細かなサービスを提供していくために、市の相談窓口において、本人・家族の相談体制を拡充します。

また、市の相談窓口以外にも、保健・医療・福祉などの分野にわたる専門的な機関への紹介等の機能を備えた総合的な相談体制の整備を進めます。

( 1 ) 自立支援のためのサービスの充実

障がい者が自立した生活を営むための支援、情報の提供など、在宅福祉サービスの充実を図ります。

地域での生活を支援するため、相談・情報提供、在宅福祉サービスの利用援助などの充実を図ります。

障がい者の地域生活の支援のため、適切なケアマネジメントを行います。

( 2 ) 市職員の専門性の確保

福祉関連業務に携わる市の職員については、適切に業務を推進するために研修を通じて、その専門性の確保に努めます。

( 3 ) 虐待防止対策の強化

障がい者に対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等について、地域自立支援協議会や関係機関等と連携し、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。

2. 情報提供体制の充実

障がいの症状（視覚障がい、聴覚障がい）によっては、情報の入手が難しいという課題があります。そのため、点字、音声、手話、インターネットなどによる情報提供の充実を図ります。手話通訳者や声のボランティアを活用し、福祉情報の提供整備に取り組みます。

### 3. 障がい福祉サービスの周知・展開

自立支援法に基づいて実施される障がい福祉サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービス見込量の確保、制度の周知、利用促進に努めます。

なお、各サービスに関する実施計画については、第 部で説明します。

#### (1) 障がい福祉サービス

##### 訪問系サービス

在宅で受けるサービスです。

居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。	介護給付
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。	介護給付
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。	介護給付

##### 日中活動系サービス

施設で昼間等の活動を支援するサービスです。

生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。	介護給付
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。	訓練等給付
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の訓練を行います。	訓練等給付
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型(雇成型)とB型(非雇成型)の類型があります。	訓練等給付
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。	介護給付
児童デイサービス	障がい児が施設に通所し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等のサービスを受けるものです。	介護給付
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。	介護給付

## 居住系サービス

入所施設等で住まいの場におけるサービスです。

施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。	介護給付
共同生活介護 (ケアホーム)	介護を要する知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排泄又は食事の介護等を行います。	介護給付
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営むのに支障のない知的障がい者又は精神障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や食事提供等の支援を行います。	訓練等給付

## 相談支援

相談支援事業	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。 障がい福祉サービスの支給決定を受けたが、自らサービス利用の調整が困難な方に対し、サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画を作成し、サービス利用の調整等を行います。
--------	--

## (2) 地域生活支援事業

市が独自に提供するサービスで、障がい者の生活をより総合的に支援するため、実施するサービスです。

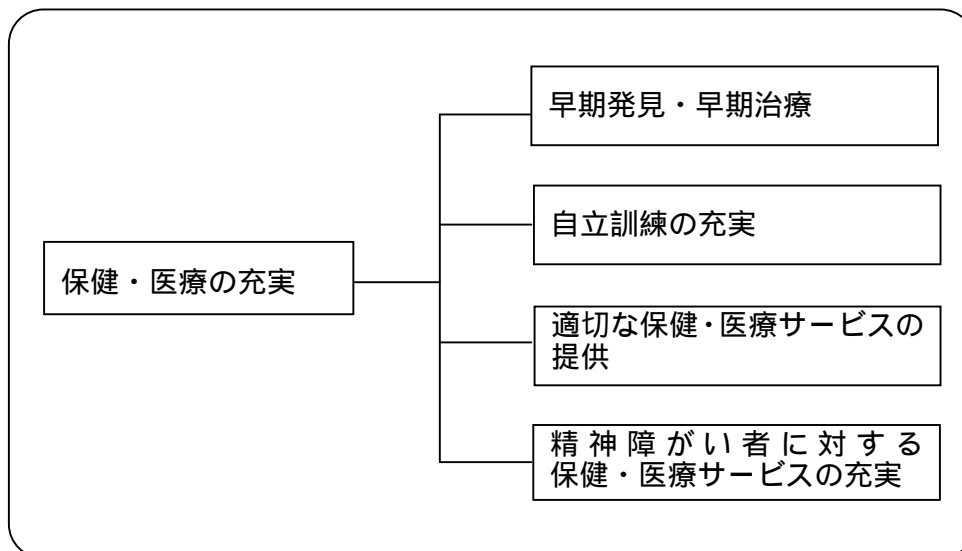
相談支援事業	障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行います。
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
特殊入浴事業	身体障がい者又は知的障がい者等で、一般の風呂への入浴が不可能な方に、自宅へ巡回入浴車の派遣をしたり、特殊浴室を利用し入浴介助を行います。
更生訓練費給付	就労移行支援または自立訓練を利用している方、または施設に入所している身体障がい者の方に更生訓練費を支給します。

自動車運転免許取得 助成事業	身体障がい者の自動車の使用を容易にするため、自動車運転の取得にかかる経費を助成します。
自動車改造助成事業	重度の身体障がい者が就労等のために自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。



## 第3章 保健・医療の充実

### 【施策の体系】



### 【基本方針】

市民の「安心して健康に生活を送りたい」という願望は共通しています。そのためには、積極的な健康づくりと生活習慣の改善を行っていくことが大切です。そして、障がい者にとっては、健康を保持・増進するための保健・医療の充実が重要な施策となります。

保健と医療の連携を深め、障がいの早期発見・早期治療を推進します。また、障がいの軽減や機能の回復のための医療・リハビリ訓練など、障がいの程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。

#### 1. 早期発見・早期治療

障がいの原因となる疾病等の適切な予防、早期発見・早期治療のために、健康診査等の各種施策を推進します。

##### (1) 障がいの原因となる疾患等の早期発見

妊産婦の健康教育、保健指導および健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査・指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障がいの疑いのある乳幼児に対して、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介を行うとともに支援を適切に行います。

また、学校、職場、地域での健康診査等の適切な実施、疾患の相談・カウンセリング等の機会の充実を図ります。

## ( 2 ) 障がいの原因となる疾患等の治療

障がいの原因となる疾患、特に精神疾患、難治性疾患等については適切な治療を行うために、専門医療機関、保健・福祉関係機関との連携を図り、相談・指導ならびに家庭訪問指導等の充実に努めます。

## ( 3 ) 正しい疾患の知識の普及等

障がいの原因となる疾患等の予防・治療の知識普及のために、啓発活動の充実や各種健康教育等を推進します。

## 2. 自立訓練の充実

障がいのある方の適切な自立訓練に取り組み、社会復帰を推進します。また、医療機関等との連携を図り、障がいの重度化、二次障がい、合併症の予防を図るために適切な保健サービスを提供します。

## ( 1 ) 障がいに対する医療とリハビリテーションの充実

地域社会での自立した生活や社会復帰の実現に向けて、心身の機能の維持・回復のためのリハビリテーションサービスが身近な地域で受けられるように、リハビリテーション事業の整備・充実に努めます。また、一貫した機能訓練が受けられる体制を図るために、関係機関との連携強化を図ります。

## 3. 適切な保健・医療サービスの提供

自立支援医療などの公費負担制度の普及、市などが実施する保健サービス事業の広報、普及を図り、障がい者の保健・医療サービスの活用を促進します。また高度な保健・医療が受けられるように、保健・医療の相談体制の整備・充実に努めるとともに、より専門的な医療機関との連携強化や福祉関係機関との連携を図ります。

自立支援医療などの公費負担制度の普及、保健サービス制度の普及に努めます。

障がいのある乳幼児の発達について相談・指導を充実します。

療養、看護などを必要とする人に対して、各家庭の訪問指導・援助の強化を図ります。

#### 4. 精神障がい者に対する保健・医療サービスの充実

退院後の精神障がい者が安心して社会復帰できるよう、地域の環境を整える必要があります。精神障がいは、身体障がい・知的障がいに比べ福祉施策が遅れていることから、今後、自立支援法による精神障がい者への保健・福祉施策の充実が求められています。

##### (1) 精神保健福祉施策の充実

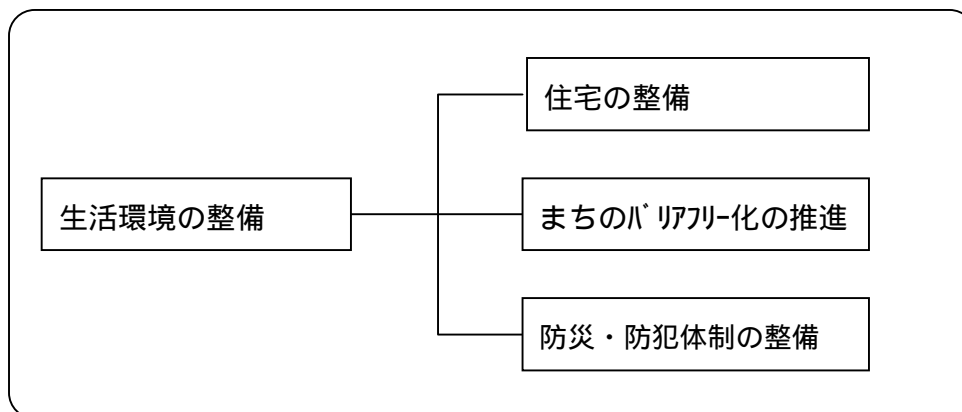
精神障がい者が退院後に、安心して生活が行えるように精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備を図ります。また、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるように医療機関等と連携をとり、個人の状態に応じた細やかな支援ができるよう努めます。

##### (2) 精神障がいに対する理解促進

市民に対して精神障がいに対する正しい知識の啓発に努めます。また、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「心の健康相談」の充実を図ることにより、「心の健康」の保持・増進に努めます。

## 第4章 生活環境の整備

### 【施策の体系】



### 【基本方針】

障がい者が、住宅・建物、道路、公共交通機関等の物理的障がいを少しでも感じないようにするため、住環境の整備を行政・民間企業・市民が一体となって推進します。また、各種の施設・設備の整備にあたっては、誰もが快適で生活しやすいバリアフリー化を進めます。

障がい者が安心して安全に、そして住みなれた地域で生活できるよう、防災・防犯対策の充実を図ります。

#### 1. 住宅の整備

ノーマライゼーションの理念に基づいて、生活の基本的な空間である住宅の整備を図ります。

##### (1) 住宅改造に対する支援

障がい者が住みなれた住居で、快適に継続して生活が送れるように、住宅改造等の助成制度の周知等を図り、必要な改造を促します。

##### (2) 市営住宅の整備

障がい者が利用しやすくなるように、市営住宅のバリアフリー化の改造整備を推進します。

## 2. まちのバリアフリー化の推進

市内を自由に移動、活動できるように、まちのバリアフリー化を推進します。

### (1) 施設のバリアフリー化の推進

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」にもとづき、道路のバリアフリーを推進するとともに、鉄道、バスなどの交通施設、交通機関のバリアフリー化を促進します。

市民のための公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗などの民間施設のバリアフリー化の整備を促進します。

## 3. 防災・防犯体制の整備

障がい者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、各種関連団体等との連携による防災・防犯体制の確立を図ります。また、障がいのある人の状況、特性等を十分に把握し、その状態に適応した防災・防犯対策が図られるよう支援体制の整備に努めます。

### (1) 防災対策の促進

災害時の対策として、緊急連絡システムの整備、住民の協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。

小美玉市災害時要援護者台帳を活用し、市と福祉関係者等が連携して、障がい者等の所在を把握し、個々の避難・救護体制を整備します。

地域ぐるみでの安全の確保を図るため、行政・市民・福祉団体等の協力のもと、情報伝達、避難誘導、救助体制等の確立を図ります。

障がい者を災害から守るために、防災知識の普及と啓発を図ります。また、災害時に的確な行動が行えるように防災訓練・教育などを実施します。

防災行政無線の充実、障がい者のための緊急通報システムの充実を図ります。

障がい者に配慮した避難所、避難路の整備を推進します。避難所では、介護者の確保を図るために、通常時からホームヘルパー、手話・点字通訳者等のネットワーク化を図ります。また、緊急時のボランティア受け入れ体制の整備を図ります。

災害時の緊急医療体制について、国・県、医療機関と連携して整備を推進します。

緊急救命の知識の普及を図ります。

### (2) 防犯対策の推進

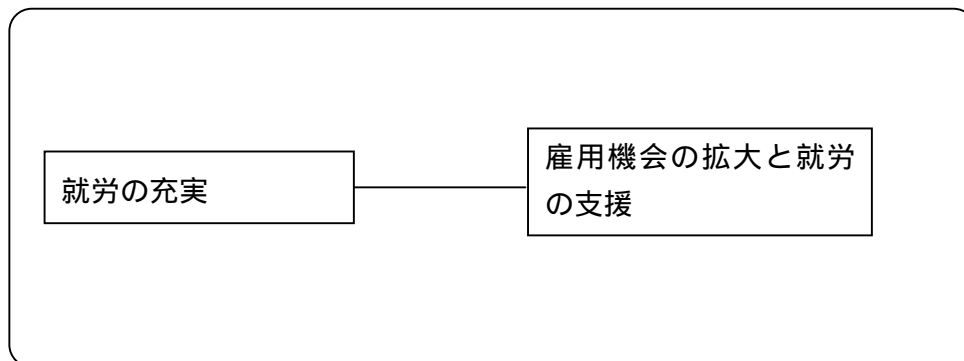
住み慣れた地域において、すべての人が安心・安全に暮らすことができるよう、防犯対策の推進を図ります。

地域住民と警察署による防犯ネットワーク体制の確立と防犯知識の普及に努めます。知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などが、悪質訪問販売等の被害にあわ

ないよう、消費生活に関する情報提供と消費生活相談等の体制の充実を図ります。  
犯罪等の危険性から障がい者を守るために、施設や住宅などの防犯システムの普及、  
整備促進を図ります。

## 第5章 就労の充実

### 【施策の体系】



### 【基本方針】

障がい者の自立と社会参加を促すために、就労は不可欠です。障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスをはじめ、障がい者の就労支援を推進します。

障がい者の雇用・就労については「雇用対策法」、「職業安定法」、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」等に基づいて、雇用の促進及び就労の安定を図るために、必要な施策を推進するように努めるとされています。

特に「障がい者の雇用の促進等に関する法律」においては、基本理念が「障がい者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする」とされています。

雇用機会の拡大のために、民間企業や商工会等の関係団体等への働きかけを行います。

## 1. 雇用機会の拡大と就労の支援

国、県、公共職業安定所、茨城障がい者雇用支援センター、茨城県障がい者雇用促進協会等と連携して、障がい者の雇用拡大と就労支援を図ります。

### (1) 障がいのある人の雇用に対する市の対応

市職員への障がい者採用を今後も推進します。

本市の委託業務において、障がい者、障がい者団体の参加等を検討します。

### (2) 就労の支援

就労を希望する障がい者に対しては、公共職業安定所、茨城県障がい者就労支援センター等との連携により、障がいの種別・程度に応じた的確な就労を支援します。

就労促進のための相談や情報提供の充実を図ります。

### (3) 雇用・就労の支援

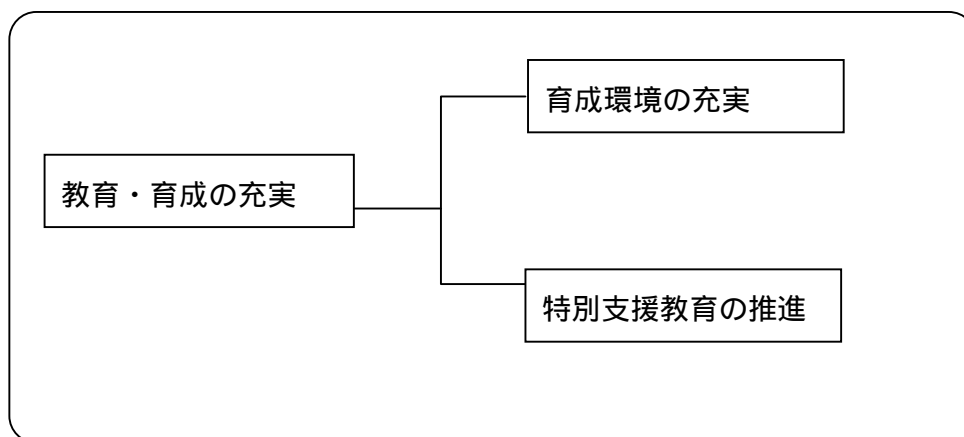
就労を希望する障がい者が、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う「就労移行支援」や「就労継続支援」サービスを積極的に利用するように図ります。

障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用制度の啓発・普及を図ります。



## 第6章 教育・育成の充実

### 【施策の体系】



### 【基本方針】

障がい者が社会の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障がいの程度に応じた学習の機会を確保します。また、発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある児童についても、適切な対応の充実を図ります。

#### 1. 育成環境の充実

障がいのある子どもたちの発達状態や障がい状態は、千差万別であり、多様な療育・教育のニーズを持っています。子どもたちの可能性を伸ばしていくために、保健、医療、福祉、教育などの関係分野が連携し、障がいの程度や種類、家庭の状況に応じて、適切な教育・育成の場が確保されるように努めます。

##### (1) 療育体制の充実

障がいを早期に発見し、障がいの軽減と発達・成長を最大限に導き出すため、幼児期からの早期療育体制の整備を推進します。また、障がいのある幼児とそうでない幼児が触れ合う機会の拡充に努め、人と接することの楽しさを通じて、豊かな人格形成を図ります。

乳幼児の子育てに関する悩みや不安に早期に対応し、診療、相談、指導体制の充実を図ります。

## ( 2 ) 障がい児保育等の充実

障がい児が早い段階から集団生活に慣れ、障がいを持たない幼児との交流を促進します。

障がい児を受入れる幼稚園、保育所等の職員の資質の向上を図るため、障がい児保育、教育の研修活動を促進します。

また、特別支援教育へのスムーズな移行を図るために、幼稚園、保育所と特別支援教育の連携強化を図ります。

## 2. 特別支援教育の推進

特別支援教室において、保健・福祉の関係機関との連携を図り、児童・生徒一人ひとりの特性、発達段階に応じた適切な教育の推進を図ります。また、卒業後においては、進路選択を円滑にするため、障がいのある児童・生徒の適正把握に努めるとともに、学校選択の指導等による適正就学の推進を図ります。

### ( 1 ) 学校教育の充実

障がい児の状況を的確に把握し、本人と保護者の意見を尊重しながら、適切な教育・指導を図ります。

小・中学校において、きめの細かい教育相談に応えられるための体制整備を図ります。

特別支援学級の担当教員および一般教員の研修などを通じて、教育・指導・相談対応の強化を図ります。

学習障がい( LD )や注意欠陥多動性障がい( ADHD )等の発達障がいのある児童への指導方法について、学校の担当職員に対して専門家による巡回相談を行い、適切な教育が行えるようにします。

### ( 2 ) 就労に向けての連携強化

学校教育を修了した後、また施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるように、障がい福祉サービス( 就労移行支援、就労継続支援 )、事業者などとの連携を強化し、障がい児が本人の希望に沿った、適切な職業に就けるよう、積極的に支援します。

### ( 3 ) 福祉教育の充実

障がいおよび障がい者に対する市民の理解の促進と、幼少期からの福祉教育を積極的に推進します。

#### 学校における福祉教育

小・中学校などの教育では、人間尊重の精神に基づき、福祉のこころを育て、福祉を実践する力を養い、こころ豊かな人格形成を図るための福祉教育を推進します。

#### 地域における福祉教育

各種社会教育の講座等において、障がいおよび障がい者の理解につながるテーマをとり上げて、市民に対して啓発を推進します。